○多古町公園の設置及び管理に関する条例

平成22年3月15日

条例第2号

(趣旨)

第1条　この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号。)第244条の2の規定に基づき、多古町が設置する法第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)及び都市公園以外の公園(以下「その他の公園」という。)の設置及び管理、その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条　都市公園及びその他の公園(以下「公園」という。)の名称、位置及び種別は、別表第1に掲げるとおりとする。

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の目標)

第2条の2　本町の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の目標は、10平方メートル以上とし、本町の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の目標は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の設置基準)

第2条の3　町が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げる基準に適合するように配置するものとする。

(1)　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2)　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3)　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、

徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4)　主として本町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は，容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2　主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等、前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園に設置する公園施設の基準)

第2条の4　法第2条第2項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)として設けられる建築物の法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2　法第2条第2項第5号に規定する運動施設の都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(都市公園に設置する公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の5　令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

2　令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3　令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める

範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4　令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

（管理及び運営）

第3条　町長は、公園を管理運営し、良好な公園環境を維持するために公園監視員（以下「監視員」という。）を置く。

2　前項に規定する監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

（行為の制限）

第4条　公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(1)　物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2)　業として写真又は映画等を撮影すること。

(3)　興行を行うこと。

(4)　競技会、展示会、祭礼、集会その他これに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5)　町長以外の者が、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理すること。

2　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3　第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。

4　町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5　町長は、第1項又は第3項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条の2　第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可による行為については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条　公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　公園を損傷し、又は汚損すること。

(2)　竹木を採取し、又は植物を採取すること。

(3)　鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(4)　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(5)　土地の形質を変更すること。

(6)　立入禁止区域に立入ること。

(7)　指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(8)　花火、バーベキュー等、火気を使用すること。

(9)　ごみのポイ捨てをすること。

(10)　飼養管理される犬その他の動物(以下「犬等」という。)の糞を放置すること。

(11)　犬等の放し飼いをすること。

(12)　前各号に掲げるもののほか、公園の公衆の利用を妨げる行為をすること。

2　前項の規定は、前条第1項若しくは第3項の許可(以下「制限行為許可」という。)又は第7条第1項若しくは第3項の許可(以下「占用許可」という。)に係るものについては、適用しないものとする。

(利用の禁止又は制限)

第6条　町長は、公園の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園の占用)

第7条　公園(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域であるものを除く。以下この条において同じ。)に工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)を設けて占用(法第6条第1項に規定する占用を含む。以下同じ。)しようとする者は、占用目的、期間、場所その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による公園の占用の期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても同様とする。

3　第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が次に掲げる軽易なものであるときは、この限りでない。

(1)　占用に係る工作物等の模様替えで、当該工作物等の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの。

(2)　占用に係る工作物等に対する工作物等の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの。

4　町長は、第1項又は前項の許可をする場合において管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

5　第1項又は第3項の許可を受けた者は、次のいずれかに該当する場合においては、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

(1)　公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2)　公園の占用を廃止しようとするとき。

(3)　第12条第1項の規定により公園を原状回復したとき。

(使用料等)

第8条　制限行為許可又は占用許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、別表第2に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第9条　町長は、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。

2　前項の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請書を提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第10条　既納の使用料等は還付しないものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2　前項ただし書の還付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請書を提出しなければならない。

(監督処分)

第11条　町長は、第4条第1項又は第3項の規定に違反して第1項各号に掲げる行為を行う者又は第5条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為を行う者に対して、行為の中止を勧告することができる。

2　町長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、行為の中止を命ずることができる。

3　町長は、次のいずれかに該当する者に対して、制限行為許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1)　この条例又はこの条例の規則に基づく処分に違反している者

(2)　第4条第5項の条件に違反している者

(3)　偽りその他の不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

4　町長は、次のいずれかに該当する場合においては、制限行為許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずべき損害を予防するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1)　公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2)　公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3)　前2号に掲げるもののほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上や

むを得ない必要が生じた場合

5　町長は、占用許可を受けた者が第3項第1号若しくは第3号のいずれかに該当する場合又は第7条第4項の条件に違反した場合においては、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事を中止、工作物の改築、移転若しくは除却し又は原状回復を命ずることができる。

6　町長は、第4項各号のいずれかに該当する場合においては、占用許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずべき損害を予防するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7　町長は、都市公園において法第27条第4項の規定により工作物等を保管したときは、法第27条第5項の規定により次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1)　保管した工作物等(以下「保管工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

(2)　保管工作物等が放置されていた場所及び当該保管工作物等を除却した日

(3)　当該保管工作物等の保管を始めた日及び保管の場所

(4)　前3号に掲げるもののほか、保管工作物等を返還するため必要と認められる事項

8　前項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1)　保管を始めた後遅滞なく、前項に掲げる事項を当該告示をした日から起算して14日間、告示すること。

(2)　特に貴重と認められる保管工作物等については、前号に規定する告示の期間が満了しても、なお当該保管工作物等の所有者、占有者その他当該保管工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その告示の要旨を規則で定めるところにより、公示すること。

9　町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。

10　町長は、保管工作物等の価額の評価をするときは、取引の実例価格、保管工作物

等の使用年数、損耗の程度その他保管工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して評価するものとする。この場合において、町長は必要があると認めるときは、保管工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

11　町長は、法第27条第6項の規定により保管工作物等を売却するときは、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない保管工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる保管工作物等については、随意契約により売却することができる。

12　町長は、保管工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該保管工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその保管工作物等の返還を受けるべき保管工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(原状回復義務)

第12条　許可利用者は、許可を受けた期間が満了したとき、又は前条の規定により許可の取り消しを受けたときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。

2　前項の規定による原状の回復に要する経費は、許可利用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第13条　利用者は、故意又は過失により公園の施設又はその附属施設を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(委任)

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第15条　第11条第2項又は第3項又は第4項の規定による命令に違反した者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

附　則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条及び第15条

の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月15日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年3月13日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成31年3月20日条例第2号)

(施行期日)

1　この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用等に係る使用料等について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附　則(令和7年12月12日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和8年3月17日条例第12号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の多古町公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	種別
ふれあい公園	多古町多古2898番地	都市公園
あじさい公園	多古町多古747番地1	その他の公園
島地区親水公園	多古町島3752番地	その他の公園
水戸台第1公園	多古町水戸1番地11	その他の公園

水戸台第2公園	多古町水戸1番地49	その他の公園
水戸台第3公園	多古町水戸1番地23	その他の公園
大原内公園	多古町多古3860番地8	その他の公園
そらの公園	多古町多古2000番地117	その他の公園
おかの公園	多古町多古2000番地20	その他の公園
だいちの公園	多古町多古2000番地195	その他の公園
かぜの公園	多古町多古2000番地236	その他の公園
ゆめの丘公園	多古町多古2000番地269	その他の公園

別表第2(第8条関係)

1　使用料

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これに類する行為	1人1日	100円
	1㎡1日	100円
業として行う写真の撮影	写真機1台1日	520円
業として行う映画等の撮影	1件1日	7,330円
興行	1㎡1日	50円
競技会、展示会、祭礼、集会その他これに類する催し	1㎡1日	10円
公園施設の設置	1㎡1月	100円
公園施設の管理	その都度町長が別に定める額	

2　占用料

区分	単位	金額
道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号から第6号まで並びに道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7	多古町道路占用料に関する条例(昭和50年多古町条例第4号)別表の規定を準用する。	

条第1号、第4号及び第5号までに掲げる工作物、物件又は施設	